

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(三件)……………(一)
- ……………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)……………(一)
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(同)……………(一)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(二)
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………(二)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………(四)

公告

- 開発行為に関する工事完了……………(五)
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………(五)

告示

●東京都告示第五百六十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和元年十月三日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 令和元年十月十一日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 藤和株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 藤丸 紀男

(三) 主たる事務所の所在地 豊島区池袋二丁目三十七番五号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第二九五九四号

(五) 免許年月日 平成二十八年八月二十九日

●東京都告示第五百六十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和元年十月三日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 令和元年十月十一日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社四葉不動産

(二) 代表者氏名 代表取締役 細矢 寛明

(三) 主たる事務所の所在地 港区新橋一丁目十八番二十一号

(四) 免許証番号 東京都知事(7)第六〇七二二号

(五) 免許年月日 平成二十九年二月八日

●東京都告示第五百六十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和元年十月三日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 令和元年十月十五日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社エール商事

(二) 代表者氏名 代表取締役 松下 政武

(三) 主たる事務所の所在地 新宿区百人町一丁目七番十六号

(四) 免許証番号 東京都知事(10)第四二九七二号

(五) 免許年月日 平成三十年五月二十七日

●東京都告示第五百六十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月三日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社スバルホーム

- (二) 代表者氏名 代表取締役 浅井 洋
- (三) 主たる事務 西東京市東伏見四丁目二番八号メゾン
所の所在地 MT二〇二
- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八六八五二号
- (五) 免許年月日 平成二十八年十二月八日
- 二 処分年月日 令和元年九月二十一日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第五百六十八号

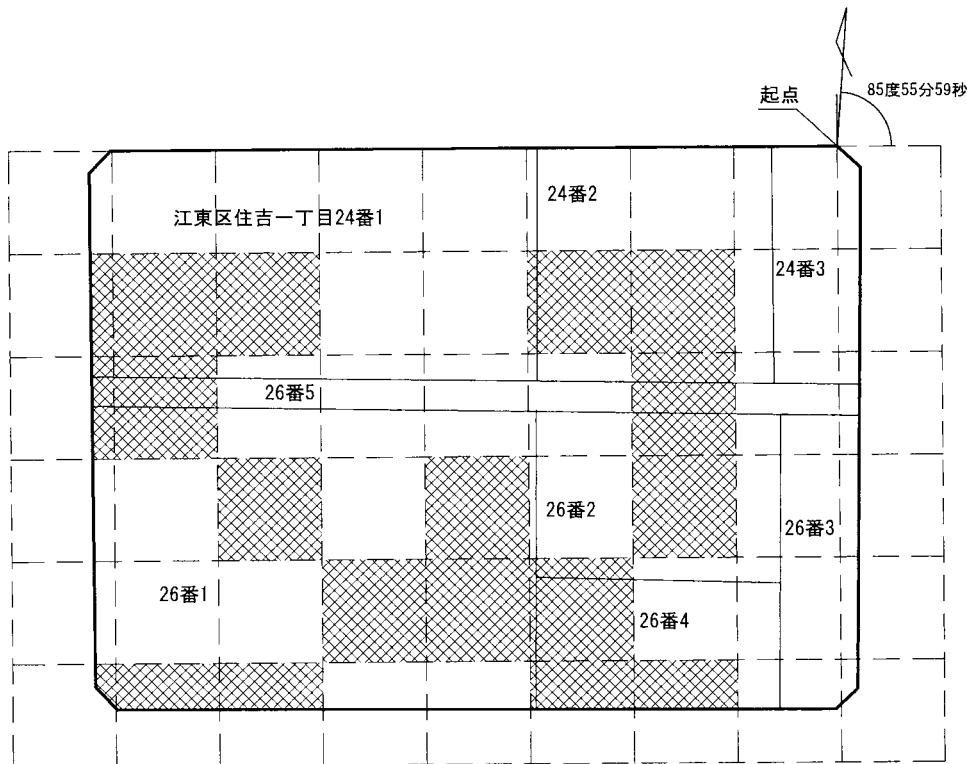
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区住吉一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 筆境界
- 調査対象地
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

[起点]
起点は、江東区住吉一丁目24番3の最北端とする。

[格子の回転角度(85度55分59秒)]
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月三日

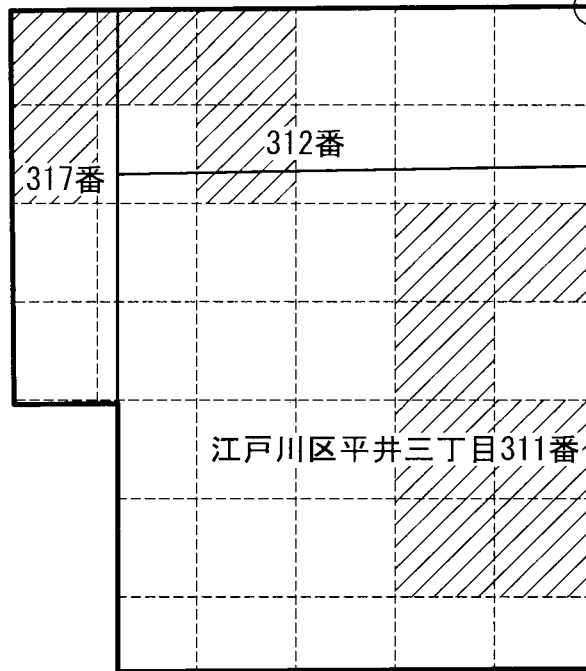
東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区平井三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



北
支点 38度28分4秒



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、江戸川区平井三丁目312番の最北端とする。

【格子の回転角度（38度28分4秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百七十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千五百八十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

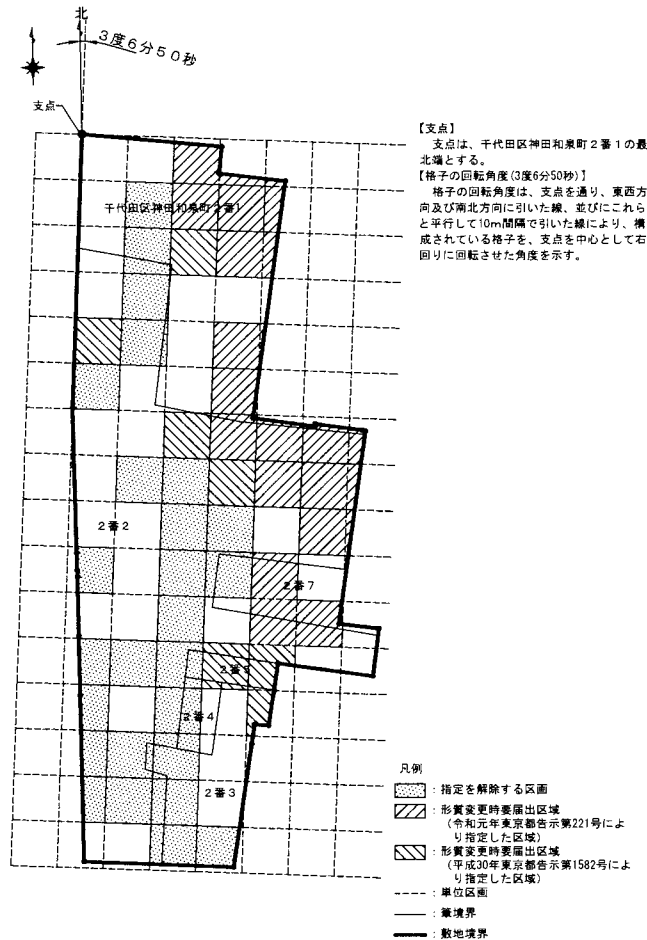
一 指定を解除する区域 別図のとおり(千代田区神田和泉町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和元年十月三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市砂川町四丁目七十番一
及び同番三から同番七まで
番地の四
岡本 利万

立川市砂川町一丁目十九番十
二
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001

